

[illegible]

4. 代理確認・受給を行う場合

フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	代理人電話番号 ※日中に連絡可能な電話番号

上記の者を代理人と認め、住民税非課税世帯等
物価高騰対策支援給付金の
☐申請 ☐受給 ☐申請および受給 を委任します。

代理人が法定代理人以外の場合は、
右の委任欄に記入してください。

世帯主氏名

署名(または記名押印)

印

※代理受給は、世帯員もしくは法定代理人が対象となります。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税、または均等割のみ課税です。
イ 世帯の全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 「既に本給付金と同趣旨の給付金を他自治体で受給した世帯」または「受給した世帯の世帯主であった者を含む世帯」ではありません。
 - ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、品川区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、品川区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 品川区が申請書(請求書)を受理した後、または支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等があり、品川区が確認等に努めたにもかかわらず、申請期限までに申請書(請求書)の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
 - ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類 提出書類に不足がないか、ご確認ください。

- ・『住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金申請書(請求書)』【本書】
※必要事項をご記入ください。
- ・『申請・請求者本人(代理人)確認書類のコピー』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1点のコピーを提出してください。
※代理受給の場合は、代理人の本人確認書類のコピーも提出してください。
- ・『受取口座を確認できる書類のコピー』
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを提出してください。
- ・(「現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書、または課税証明書(住民税均等割のみ課税の世帯)』の写し(コピー)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)